

第206回統計委員会議事録

1 日 時 令和6年6月26日（水） 13:30～14:57

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

小西 葉子

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、
農林水産省大臣官房統計部長、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：佐藤総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官、
辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第185号「国勢調査の変更について」
- (2) 諮問第186号「海面漁業生産統計調査の変更について」
- (3) 諮問第187号「令和3年社会生活基本調査及び2019年全国家計構造調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第206回統計委員会を開催いたします。

本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。

本日の議事は、議事次第にありますとおり、諮問、部会報告について予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の皆様方、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には、必ず資料名・ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願い申し上げます。

また、御質問される方、それから御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。スムーズな会議運営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第185号、国勢調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明よろしくお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官（人口・社会・農林水産統計担当） 総務省政策統括官室の森です。よろしくお願いいたします。

それでは、国勢調査の変更に関する諮問について説明いたします。

資料は1-1と1-2になります。資料1-2の諮問文にありますとおり、今般、総務大臣から、来年度予定されている国勢調査の計画変更について申請がございました。

そこで、この申請に対しての承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聴きするというものです。

では、資料の1-1に基づいて諮問の概要を説明いたします。

まず、1枚目の裏、前回、令和2年国勢調査の概要についてまとめております。国勢調査につきましては、国の最も重要な基幹統計調査ということで、皆さんよく御存じのとおり、全国民を対象とする全数調査で、大正9年に開始されており、5年周期で調査実施年の10月1日を基準日に固定して行われています。

また、周期については、西暦の末尾に0が付く年は大規模調査年、そして5が付く年は簡易調査年ということで行われておりまして、調査事項のところですが、毎回把握する調査事項のほか、大規模年に追加して把握する事項があります。

調査方法は、調査員、郵送、オンライン、また、集計した結果の公表については、速報集計から基本集計と、細かに段階を追って実施されております。なお、前回の令和2年の調査では、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響を踏まえまして、当初の計画から1か月から4か月繰り下げる変更が事後的に行われており、こちらの資料では繰り下げられた公表日となっております。

続きまして、次のページにまいりまして、利活用の状況です。3つに分けて記載しております。

国の最重要な統計調査として、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定や、地方交付金の交付額算定の基礎資料など、各種法令に基づく利用や、行政上の施策、地方公共団体による利用、標本調査を実施する際の調査区フレームなど、多くの統計調査でも幅広く使われております。

続きまして、3ページ目からが今回の変更の内容となります。

まず1つ目は、大規模調査年の調査事項とされていた、「現在の住居における居住期間」と「5年前の住居の所在地」を簡易調査においても把握することが計画されています。こ

の2つの調査事項は、簡易調査年は通常把握しない事項なのですが、前回の平成27年の簡易調査の際、2011年に発生した東日本大震災の影響分析等のため、例外的な対応として継続して把握しておりました。そして、前回の令和2年調査の変更の際、大規模年ということで継続的に調査事項として調査されていたのですが、次回の調査、つまり、今回の諮問が行われる簡易調査年の調査からは落とすこととされました。

これに対しまして、「現在の住居における居住期間」については、各府省や自治体から継続的な調査が必要との要望が多数あったということです。また、「5年前の住居の所在地」についても、前回の答申の際、人口減少社会を迎えようとしている中、本調査で人口移動の状況を継続的に把握する重要性は高いとして、簡易調査年も含め、報告者負担も考慮しつつ継続的に把握することについて検討することが課題として付けられました。

これを受けて検討された結果、今回、この2つの調査事項については、簡易調査年の把握事項に追加することが予定されております。下の方に図を付けておりますが、こちら、前回の調査票の抜粋でして、これがそのまま残る形となります。

次のページですが、調査事項の変更について2つ目となります。調査員が目視確認で記入していた「世帯の種類」と「住宅の建て方」について、これらを報告書の回答事項に変更することが予定されております。調査票で見えますと、前回の調査では調査員が記入するものということで赤くした上で、別の場所にありましたが、今回は下の図のように他の調査事項と同列にして、調査事項として聞くことを予定しております。

この理由につきまして、総務省統計局では、報告者自身において容易に記入可能と考えられる調査事項だとして自計化を図ることで、調査員の事務負担の軽減を図るためとしております。また、調査員の負担軽減ということですが、調査環境が悪化してきており、報告者と接触が困難になり、世帯の状況など調査員で把握できないようになってきたことも背景としてあるようです。なお、オンライン調査におきましては、この調査事項が2つとも、もともと報告者の回答事項となっており、特に支障は出ていないとのことでした。

続きまして、次のページにまいります。調査方法の変更で、調査関係書類の郵送配布を導入することが予定されております。この変更について、その背景及び理由ですが、これまで調査関係資料の配布につきましては、調査員が対面で配布することが原則で、対面できない場合に限り調査員がポスティングで対応しておりました。また、前回はコロナ禍と重なったこともあり、報告者に接触しない形での調査方法が求められました。そして、前回の調査終了後、地方公共団体から調査員の高齢化、成り手不足のため、事務負担の軽減を検討してほしい、また、オートロックマンションなどでは調査員の面接が困難であるため、郵送の配布を検討してほしいなどといった要望があったとのこと、これを踏まえまして今回の変更として、調査関係資料の郵送配布を導入したいとしております。

具体的な実施方法ですが、下の方に図を付けております。モデル地域として選定した地方公共団体において、黒丸の1のところですが、希望する地方公共団体において、集合住宅のみから構成される地域を対象に、統計調査員等が配置できなかった場合に限定して郵送用名簿を作成。そして、黒丸の2として、郵送にて調査票等を配布。そして、黒丸の3のところですが、回答がない場合、郵送による督促を実施し、回答がないとき、黒丸の4

のところですが、指導員が聞き取りにて調査を実施することを予定しております。

なお、この対応については、試験調査を今現在実施中でして、結果検証は8月に行い、9月の部会で報告を受けることとなっております。また、変更する際、次回7年調査では、一部の地域に限定して対応することが予定されております。

続きまして、6ページです。調査実施時期・実施方法の変更が予定されております。具体的には、下の図にイメージとしてまとめておりますが、調査開始から終了までの期間の長さは維持しつつ、スケジュール全体を1週間程度繰り下げた上、まず、「1」といたしまして、前回、9月14日から調査票等を配布していたものを、今回配布開始を1週間後ろ倒しにした上で、配布期間を拡大し、土日がそれぞれ2日含まれる形にするとしております。

この理由について、以前は、調査期日である10月1日から2週間以上前に調査関係資料の配布をしていましたが、調査票を紛失する、また、問合せが多く寄せられるなど支障が出たそうです。また、土日を多く入れることで、調査員が対面で対応できる可能性を高めるためとしています。

そしてもう一つ、提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保することが計画されています。下の図を御覧ください。以前は、調査票の提出期限が終わるとすぐに督促、回収が始まっていました。これを、提出期限から督促開始までを、下の黄色のところ、朱書きで「2」としているところですが、1週間以上空けた上で、その後、督促に入ることとしております。

この理由について、前回すぐに督促に回ったところ、郵送回答した方に督促をしてしまうなど、行き違いが多数発生したとのことで、今回、提出状況の確認をするための期間を設けるとしています。

続きまして、最後の変更事項となります。7ページとなります。公表時期の変更です。

概要の説明で少し触れましたが、前回、令和2年の調査におきましては、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響で、当初の計画から、1か月から4か月繰り下げの変更が事後的に行われていました。今回、新型コロナの収束を受けまして、繰り下げられた公表日を当初計画と同じ時期に戻す計画となっております。

ただ、1つだけ例外的な対応となりますが、この表の一番上の人口速報集計については、公表が翌年2月だったものを4か月繰り下げて6月としておりました。これについては、集計表の作成手順の変更を併せて行うということから、翌年6月から翌年5月と、1か月だけ早めることとしております。

以上が、今回の変更内容となります。

そして、最後のページとなりますが、前回答申における今後の課題についての対応状況となります。全部で4つありますが、そのうち1つは簡易調査年における「5年前の住居の所在地」の把握でして、既に説明しておりますので、残り3つについて説明いたします。

1つ目は、オンライン調査の更なる利用促進ということで課題が出されておりました。これに対する総務省統計局の対応方針として、オンライン調査システムにQRコードからのログイン機能の追加や、パスワード再発行機能の追加を予定しており、QRコードからのログインでは、新たにID、パスワードが自動的に入力される機能を新規に追加すること

で、報告者負担を軽減させるとしているところです。

続きまして、課題の2つ目ですが、集合住宅の管理会社等への委託等について、これは報告者にとって、管理人といった身近な方が調査員になるわけですが、忌避感が発生するのではないかなど、課題を付けておりました。これに対する統計局の対応ですが、試験調査で確認したところ、忌避感等については少ないという結果だったとの上で、秘密の保護につきましては引き続き対応する方針であるとしたほか、契約面での改善策として、管理会社と国との一括契約の可能性について検討したものの、結果としては、従来どおり自治体直の契約にする方針とした上で、ここには詳しく書いておりませんが、自治体に対して契約のひな型の提示や、マニュアルの提供などをすることで、支援していくこととされております。

そして最後の課題、広報の充実について説明します。これに対する統計局の対応方針ですが、大規模な広報を活用するとともに、世帯属性に応じて柔軟なデジタル広報を実施することを想定しているとのことです。また、民間の優れた提案を採用すべく企画競争とするほか、令和6年から7年にかかる2か年の複数年契約とすることで、一貫性のある広報を実施するとしております。

以上が国勢調査の概要、また、今回の変更内容及び答申に対する課題対応でございました。

私の方からの説明は以上です。御審議の方、よろしくお願いいたします。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細につきましては同部会で審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

富田先生、よろしくお願いいたします。

○**富田委員** 説明ありがとうございました。

1点、補足のコメントをさせていただきたいと思います。国勢調査の中で、今日の資料の中の3ページ目に記載されている「5年前の住居の所在地」について継続的に問うということ、これは私も強く支持したいと思います。

国連は、10年に一度、国勢調査の国際比較性を高めるために、「Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses」という言わば国勢調査に関する勧告を作成しているのですが、その中で、各国の国勢調査の中で必ず入れていただきたいコア・トピックスというリストを示しております。まさに、この5年前の居住地、つまり以前に住んでいた居住地、ある時点における居住地というのは、この国連の勧告の中でもコア・トピック扱い、つまり、各国のセンサスの中で問うてほしい設問であると強く奨励されておりますので、そういった見地からも、そして国際比較性を高めるという意味でも、この5年前の住居の所在地について問うのは、私は非常に適切であると考えます。

以上です。

○**樫委員長** ありがとうございます。国際比較の観点で、非常に貴重な意見、ありがとうございました。

これにつきましては、事務局の方は今の御意見、承るということでもよろしいでしょうか。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官（人口・社会・農林水産統計担当） ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等ありますでしょうか。御質問等ありますでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。

今回諮問されました国勢調査は、改めて申し上げるまでもなく、国内における人及び世帯の実態を把握し、様々な観点からの統計を提供する極めて重要な統計調査です。

今回の申請におきましては、調査事項の見直し、あるいは新たな調査方法の導入など、前回調査における経緯や事務負担の軽減なども踏まえた変更が予定されており、論点は少なくなっていると思います。

津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属の先生、委員の皆様方、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第186号、海面漁業生産統計調査の変更についてです。

これにつきましても、総務省政策統括官室からまず御説明、よろしくお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官（人口・社会・農林水産統計担当） それでは、引き続きまして私から説明させていただきます。

資料は2-1と2-2になります。資料2-2の冒頭の諮問文にありますとおり、今般、農林水産大臣から海面漁業生産統計調査の変更申請がございました。これを受けまして、総務省において承認の適否を判断する手続の一環として、統計委員会に御意見をお聴きするのが今回の諮問の趣旨です。

それでは、具体的な説明について、資料2-1を使いますので、そちらを御覧いただければと思います。

1ページ目を御覧ください。諮問案件の導入といたしまして、漁業に関する主な統計調査の体系図をまとめました。構造、生産、経営の3つに分け、上を基幹統計調査、下を一般統計調査としています。今回諮問する海面漁業生産統計調査は、中央の上、黄色のところで、生産に関する基幹統計調査に該当し、海で取れた魚介類の漁獲量や、海で養殖した魚介類の収穫量などを把握する統計となります。

主な調査対象は、市場の開設者や漁業協同組合などの水揚機関、漁協などを通さずに商売をされている漁業経営体などです。なお、海以外、つまり淡水に係る調査は、この下の一般統計調査の内水面漁業生産統計調査で対応しております。また、北海道のサロマ湖や静岡県浜名湖など、汽水湖の一部につきましては、海面漁業生産統計調査で対応しております。

続きまして次のページから、今回諮問する海面漁業生産統計調査の個別の説明に入ります。こちらのページが、本調査の概要をまとめたものとなります。

まず、調査の目的について、調査名のとおり、海面漁業の生産の実態を把握するということですが、大きく、海面漁業における漁獲量の調査と、海面養殖業における収穫量の調

査、この2つの調査に分かれます。それぞれ報告者は、約1,700客体、約1,400客体となっております。漁業経営体の総数である約8万と比べますと非常に小さくなっておりまして、これは誰を報告者としているかに起因してございまして、この表の横に調査票の区分として、水揚機関、漁業経営体、一括調査とありますが、この調査のメインは水揚機関からの報告となります。水揚機関については、端的には漁業協同組合をイメージしていただけたらと思います。つまり、個々の経営体に対して回答を求めるとはならず、漁協に対して加入している組合員のデータをまとめて回答していただく、そうすることで調査を効率化しており、現状では水揚機関からの報告で全漁獲量の約95%以上が捕捉できているとのことでした。ただ、漁協を通さないケースも僅かながらあるということから、それについては該当する経営体などに個別に回答を求め、これにより全量の把握を実現しております。

次に、調査期間、つまり回答期間ですが、基本的に毎年1月から3月の3か月間で、前年1年間の調査をしています。また、調査系統、方法ですが、基本的に地方農政局等と連携をとりつつ、調査員調査、郵送調査、オンライン調査により行われております。なお、漁協などの水揚機関では、組合員である経営体のデータをまとめて回答させているということですが、水揚機関の職員を統計調査員に任命して報告させるような対応をしております。これを調査員調査としております。

次に、結果公表です。こちらは、調査実施年の5月の概要と、その翌年2月の詳細の2段階で公表をしております。

最後に、主な利活用について、本調査が漁獲量等の全量調査であることから、行政利用としては、水産業に関する基本計画ですとか、資源管理の目標設定などの重要な資料として活用されております。

それでは、ここからは変更事項の説明に入ります。最初の3つは行政記録情報の活用に関するものとなります。

まず1つ目の変更ですが、海面漁業調査で把握している操業水域について、この調査事項を削除するものです。操業水域とは、国際連合食糧農業機関、FAOが定める世界の水域区分として、太平洋やインド洋など、細かく区分したもので、例えば、日本は太平洋北西部に位置しています。

では、下のイメージ図を御覧ください。右が変更前ですが、この調査票では、調査報告者は、漁業種類、例えば底引き網漁ですとかまき網漁など、漁業種類ごとに、その魚はどこで捕獲したかということで操業水域を書き、捕獲した魚種ごとに漁獲量を記載して提出しておりますが、今回、左の図のように、操業水域自体を削除してしまうという計画です。

この理由の1つ目として、操業水域別に区分して回答することについて、報告者の負担が大きかったことを理由としております。そして、この操業水域の情報が、今回、行政記録情報、具体的には漁業法に基づく大臣許可漁業に関する漁獲成績報告として、これは個々の経営体が報告するものとなっておりますが、この報告の電子化が進み、統計で容易に活用が可能となったということでした。

なお、大臣許可漁業ですが、複数県の沖合や、インド洋など外国に出漁する漁業について、国が許可する漁業となっております。これが変更点の1つ目です。

続きまして、次のページ、2つ目の変更となります。海面漁業調査の報告書のうち、大臣許可漁業のみ行う経営体に限り、原則、報告を不要とするものです。先ほど、大臣許可漁業の漁獲成績報告の電子化が進んだと説明しましたが、この報告には、操業水域以外にも、漁業種類別や魚種別の漁獲量など、本調査で報告を求めている情報も報告が求められておりました、これを統計で活用するというので、大臣許可漁業のみ実施している経営体に対し、限定となりますが、これに該当する場合は報告不要とすることを計画しています。

なお、補足となりますが、大臣許可漁業以外にも、都道府県知事が許可する知事許可漁業というものもあり、これも行っている経営体ですとか、また、漁協などの水揚機関が報告者で、多くの経営体の情報をまとめて報告させているケースについては、報告者にとって一部を限定して報告させる方が手間がかかるということにして、このような報告者に対して、報告者負担を軽減させることは、今回は難しいという説明を受けております。

続きまして、3つ目、4ページの下にあります。こちら、行政記録情報の活用の最後となります。本調査では、調査票の審査・集計に活用することが想定される行政記録情報を一覧にまとめて調査計画に記載しておりました、今回、これに新たな行政記録情報を追加することが計画されております。それは内水面漁業の振興に関する法律に関する報告として、陸上養殖、具体的には、内陸に海面と同じような環境を整備した養殖場を設置して、海水魚等を養殖する事業に関する報告となります。

例えば、海なし県の滋賀県で行われているヒラメですとかトラフグの養殖、また、埼玉県でサバの養殖などが行われておりました、これが該当します。

令和5年、これらの海水魚等の陸上養殖に関する報告が法令改正によって義務化されたのですが、この報告の中に、本調査の審査・集計で活用できる情報が含まれるということにして、今回、この活用できる行政記録情報の一覧に加えることが計画されております。

行政記録情報の活用は以上でして、次のページにまいります。

続きまして、調査時期、調査周期などの変更となります。まず、上の表にあります、調査時期の変更ですが、本調査は、最初の概要の説明で触れましたが、調査対象1年分の報告を、その翌年の1月から3月に報告させております。これを調査対象年の最後の月、12月から3月までと1か月延ばして、4か月にすることが計画されております。

この理由につきまして、魚によって漁の時期が様々ということで、12月までにその時期が終わっている場合などに、早く調査票を配布できるようにするほか、魚種・地域に応じて、地方農政局等で柔軟な対応ができるようにしたいということで、調査時期を4か月に拡大したいという見直しが予定されております。これが1つ目です。

もう1つ、5ページの下の方の最後の変更となりますが、海面養殖業のうち、かき類やのり類の養殖についての変更となります。変更事項が複数の項目にわたっておりますので、6ページの参考の図の方を御覧いただきながらお聞きいただいた方がよいと思いますので、そちらを御覧ください。

図は、上半分が変更前、下半分が変更後となります。

順に御説明します。まず1つ目、調査周期、調査時期についてです。本調査は、基本的

には歴年のデータを翌年3月までに回答していただくという形で行っていますが、かき類やのり類の養殖に限っては、これまで、上半分の図にありますとおり、半期ごとの調査としてその都度回答を頂戴しておりました。しかし、事務負担の軽減を中心とする調査の効率化という観点から、半期ごとのデータを回答していただくという点には変更はありませんが、今回、本調査のほかの部分と同様、1年に1回まとめて回答していただくことに変更し、調査時期も、先ほど御説明した12月～3月にそろえることが予定されています。

これに伴い、集計事項の変更も予定されております。一言で申し上げますと、概要、つまり速報の充実となります。これまで、上半分のA1のところにありますとおり、概要の段階では、年計のみが公表されておりました。しかし、変更後の下のA1では、年計に合わせて、半期別集計と養殖年計を追加する計画となっております。

養殖年計というのは初耳の方もいらっしゃるかと思いますが、歴年でも年度でもなく、毎年7月を起点とする1年を指すもので、養殖の分野で用いられている1年の区切り方だそうです。

なぜ、このような概要の充実が必要になるかですが、先ほど申し上げた回答周期の年次化に関係します。これによりまして、調査対象者からの回答は、毎年3月にしかそろわなくなり、その結果、上半分のB1のところまで公表していた養殖年計の③の部分が間に合わなくなります。そのため、変更後の下のB1、ここで公表する養殖年計は、1期前です②と①の合計にせざるを得なくなります。ここで何もしなければ、②と③の養殖年計は1年後にずれしてしまうこととなります。そこで、次の概要公表であるA2のタイミングで②と③の養殖年計を出すことにすれば、養殖年計の公表について、言わば遅れを3か月に短縮することができる。このようなことから、今回、回答周期の年次化を受けて、概要の充実を図ることが計画されています。

以上が変更事項です。

そして最後に、前回答申における課題についての対応ですが、2つあり、簡単に説明いたします。

1つ目の課題は、定期的かつ適切な調査計画の見直しを行うという課題が付いており、これは統計法が改正・施行されたのが平成21年で、前回の質問が平成30年と、その間変更がなされなかったことを受けて課題が付けられたという経緯があります。この答申から6年を経て、この間、諮問を要しない形とはなりますが、随時、変更はなされているところであり、今後も必要に応じて対応していくこととされております。

そして、次に2つ目の課題ですが、前回、平成30年の変更で、市町村別調査が廃止された際に、都道府県においても独自の漁獲量に係るデータを保有している事例が把握されたことを受けまして、そのデータの利活用促進という観点から設けられた課題となっております。これについて農林水産省は、本調査について掲載しているサイト上に、独自にデータが公表されている都道府県のリンクを掲載するという一方で、先々週末になります、公開されたとのことでした。

以上になります。説明が長くなり恐縮です。

以上が海面漁業生産統計調査の概要、そして、今回審議いただく内容でございました。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

本件は産業統計部会に付託し、詳細につきましては、同部会で御審議いただくこととなります。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

白塚先生、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** 白塚です。行政情報を活用して効率化を進めるのは非常にいいことだと思います。是非進めてほしいと思います。また、もしほかの統計でもこうした効率化を検討されているものがあつたら、教えてもらえるようお願ひします。もし難しければ、今日は結構です。

○**樫委員長** いかがでしょう。総務省ないしは農林水産省の方からお願ひできますか。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官（人口・社会・農林水産統計担当）** 行政記録情報を活用するというところで、本日の説明は基幹統計調査ですが、我々の方では、一般統計調査について、日々審査を行っています。

個別には、すつと思ひ付くのはありませんが、結構ありまして、ものによっては行政記録情報が使えるようになって、統計調査自体をやめたものもあります。例えば、厚省労働省の関係で、レセプトデータのデータベース化がなされ、今まで統計調査をやっていましたが、データベースが整つたということで、調査を行う必要がなくなつたという例もあります。1つだけ簡単ですがご紹介します。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。厚労省のナショナルデータベース、レセプトのデータベースを活用した事例ということですね。ありがとうございます。

農林水産省、よろしいですか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長** 御質問ありがとうございます。

実は、昨年の統計委員会にかけた諮問答申の中で、海面ではなく作物統計につきまして、まさに行政データを活用するというところで御審議いただきまして、今後、有効活用できるものということで、また、こちらを一覧表のような形で規定するというところでお認めいただいた経緯がございまして、我々も今後、こちらの海面につきましても、今後、使えるものは積極的に使っていきたいということで、今回、また御審議いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。

白塚先生、よろしいでしょうか。御指摘ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。

今回諮問されました海面漁業生産統計調査は、海産物に関する漁獲量や養殖による収獲量の実態を把握する重要な統計調査です。

今回の申請においては調査事項の削減をはじめ、先ほどからもありますが、行政記録情

報の活用というものが1つの柱になっているようです。白塚先生からも御指摘ありましたが、行政記録情報の統計作成の活用については、電子化の状況、あるいは一定の時点における網羅性など、様々な制約はあると思いますが、可能なところから活用していこうという方向性は極めて望ましいものと考えます。

樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第187号、令和3年社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査に係る匿名データの作成についてということになります。

これにつきましては、総務省統計局から御説明、よろしくようお願い申し上げます。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 御紹介にあずかりました、総務省統計局で調査企画課長を拝命しております小松と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3-1に沿って御説明を申し上げます。

今回、令和3年の社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査に係る匿名データの作成ということで、2本一度という形になりますが、作成をお願いするところです。

昨年度、令和2年の国勢調査の匿名データを御審議いただきまして、無事、公開までこぎ着けたという形になっておりますが、これと全く同じ形で御説明させていただきます。

匿名データの作成・提供に関する取組に関しましては、平成30年の公的統計の整備に関する基本的な計画において、統計研究研修所の支援を受けて早期提供を行うということを行っております。矢印の下のところになりますが、この計画を踏まえた上で、統計委員会の審議結果等を基に匿名データの作成に係る匿名化处理基準を策定し、総務省の統計研究研修所において作成方法の検証を行うという仕組みが構築されております。以上に基づいてガイドラインを改正し、かつ統計委員会においても審議の重点化及び効率化を進めるという形が現在取られていることから、今回も踏襲させていただくことを考えております。

2ページに進んでいただき、今回の匿名データの作成対象ですが、令和3年社会生活基本調査、2019年全国計構造調査ということで、全国計構造調査については名前が変わっておりますが、前回の調査を積み重ねてきておりまして、社会生活基本調査につきましては令和6年度、全国計構造調査については、申し訳ございませんがこの後に作業にかかるということもありまして、令和7年度早めの段階でという形で公開する予定ということになっております。

下の括弧、匿名データの作成方法の概要のところを書いてありますとおり、先ほど御説明した形に準拠しながら、匿名データの作成方法について、そのときの調査の変更等々に基づいていろいろと変化したところを踏まえた上で、匿名化处理を実施して、これを総務省の統計研究研修所において妥当性を検証していただいたという形になっております。検証結果といたしましては、これから御説明するような内容であれば問題ないということを確認をしていただいたということになっております。

3ページ目につきましては、匿名データの作成に係る検討をお願いしているワーキンググループの構成メンバー等々を入れてあり、こちらにもいろいろと御協力をいただい

るところが多いということで、この場でも感謝を申し上げる次第です。

4 ページ目から、具体的に今回どこが変わっているのかという御説明に移ってまいります。

まずは令和3年の社会生活基本調査です。

まず一番上、教育のところですが、今般、分布を確認したところ、分布の中に出ている「在学したことがない」という区分に関し、社会生活基本調査では、対象が10歳以上ということになっており、出てくるのはかなり特殊な事例で、出現頻度がかなり低いということで、「卒業 小学・中学」とリコーディングするという形にしてあります。

それから、2つ目のポツですが、新しく設けました「日常生活への支障の程度」という項目です。こちら、日常生活に支障がある・なしだけではなく、6か月以上継続しているかどうかということにも分けて聞いておりましたが、6か月以上の継続する・しないに関しては、年齢、特に若年層に関してクロスを取るとかなり頻度が低いところが出てくるということもあり、それでもある程度残すということで、支障がある・なしに関しては残していくと。ある程度支障があるということも含めて残していくという形でリコーディングをするような形を考えております。

それから、3つ目のポツ、「ふだん介護を受けていますか」の部分ですが、こちらは、調査の対象が変更になり、平成28年の調査では、世帯主が世帯全体について記入する、世帯全体でいるかないかということを知るという形だったものが、令和3年調査で各世帯員に対して聞くという形になっているため、今回、介護を受けている世帯人員が把握できる形になったということです。

この関係で、1世帯内で3人以上介護を受けている方がいるところにつきましては、若干、特定のリスクがあるということで、その世帯を削除するという形を取っております。

以上が、社会生活基本調査に対する主な変更です。

2019年の全国家計構造調査の説明になりますが、資料3-2の一番最後のページを御覧いただければと思います。

以前から統計委員会でお世話になっている先生方は御存じかと思いますが、2019年全国家計構造調査につきましては、その前身の全国消費実態調査から若干形を変えたということがあります。家計簿に対する負担が極めて大きいということで、家計簿を書く世帯を若干減らして、家計調査なども使いながらそこをフォローした上で、その脇にあります簡易調査ということで、家計を要しない調査を新たに加えて、これら全体で、所得の関係や資産の関係等々を捉えるということになっております。公表の形態も、ここに赤及び緑の枠で囲んでありますように、家計簿等を中心とした家計総合集計体系と、年収・貯蓄等を一番多く取ったということで、所得資産集計体系という2つに分けて公表をしているということをお頭に置いていただいた上で、またもとの資料に戻っていただくという形になります。

資料3-1の5ページ一番上のポツです。こういった調査であることを踏まえまして、データの提供に関しても、家計総合集計のためのデータと、所得資産集計のためのデータの二本立てで、縦と横の両方を提供するという形にしてあります。なお、縦横重なるところがありますが、リンクして分析したいというニーズも当然あるということも踏まえ、両

方のデータが重なるところに対して、同一世帯のレコードを連結するために世帯リンクのキーを付けております。例えば家計総合集計の関係で、できるだけ所得資産の関係も全部リンクして最大限のデータで分析したいという人のニーズについても対応できるように、最大限の努力をしたということになっております。

次からは主な変更事項になりますが、要介護・要支援認定の状況です。平成の26年の調査におきましては、認定を受けている・受けていないは提供しないというような形でやっていたわけですが、今般、分布を改めて確認をした上で、認定を受けている人がいるかないかだけについては、少なくとも提供ができること、ほかの調査などでも提供している事例があるということも踏まえ、改めて拡充をして提供することとしたということです。

なお、人数に関しましては、同じように年齢、特に若年層だと思いますが、こちらとのリンクの関係で提供しないという形になっております。

それから、6ページ目を御覧いただければと思います。購入形態9種類ですが、こちらも特定の項目とのクロスにおいて出現頻度が低いためと書いております。自分の店の商品という項目は、当然のことながら、世帯主の職業が個人業種に特定されて出てくることがありまして、なかなか個別での提供が難しいということも踏まえ、通例の調査でも区分している集計の現金、クレジットカード、電子マネーについて丸めて集計をしているという形にさせていただいております。3区分にリコーディングしております。

また、最後、「現住居以外の住宅をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか」と「現居住地以外の土地（住宅用）をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか」ということに関しては、前は提供しておりませんでしたので、今回、分布を踏まえ提供することに変更してあります。

その他、廃止した項目については、当然提供をせず、新たに追加した項目については、原則提供するという事で取りまとめております。

非常に簡単ですが、以上、この2調査についての匿名データの作成状況について御説明をいたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

社会生活基本調査並びに全国家計構造調査、これはこれまでの全国消費実態調査となりますが、この匿名データということに関しましては、既に作成実績がございます。今回の諮問では、作成年次を追加することでした。過去の統計委員会決定により、重点的・効率的な審議の観点から、作成年次の追加に当たっては、匿名データ作成に係る匿名化処理基準の変更内容を確認する審議を行っておりまして、今回、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限に活用した上で、匿名化処理基準に準じて対応することを委員長及び統計制度部会長が適当と認める場合には、審議の簡素化を図ることができるとされているところです。

今回の年次追加ですけれども、調査内容の変更及び匿名性の確保など、これまでの匿名化処理基準の考えに沿ったものと考えます。また、総務省統計局は、統計研究研修所と連携して検討並びに検証を行い、作成方針には問題がないことが確認されています。

このため、あらかじめ統計制度部会長の清原先生と私とで確認し、匿名化処理基準に準

ずる処理が適当と認められ、部会に付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えております。

このような対応でよろしいでしょうか。

○清原委員 委員長、よろしいですか。

○樫委員長 清原先生、よろしく申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。

匿名データについて所管している統計制度部会長として、樫委員長と御相談した経過は、今御紹介していただいたとおりでございます。

第1に、統計研究研修所の検証を受けて匿名性の確保が確認されていること、そして第2には、2つの調査とも、まずは新しい年次について迅速に匿名データの作成をしていただくことが有益と考えておりますので、樫委員長御提案のとおり、速やかに答申をお取りまとめいただきますよう、部会長としてもお願いいたします。よろしく申し上げます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。今御説明ありましたように、特に部会に付託せず、この統計委員会で直接議論いただくという御指示を頂戴したところです。

白塚先生、よろしく申し上げます。

○白塚委員 匿名化データを迅速にやっていくのは非常にいいことですし、是非積極的にやっていただきたいのですが、最後の6ページの購入形態のところについてコメントがあります。このところキャッシュレス決済についての問題意識が非常に高まっているので、自分の店の商品という項目を切り離すことができないために現金からそれ以外のある種のキャッシュレス決済を含む項目まで全部一括して公表しますというのは、いかがなものかなと思います。少なくとも、現金だけは切り出して、それ以外のものとわかるような形で匿名化の処理を御検討いただいた方がいいのではないかと思います。少なくとも、純粋な現金だけは抽出できるような形にしてほしいと思います。

○樫委員長 どういたしましょうか。これは実質的な議論、答申に係る議論にも関係しますが、匿名化の対応につきまして、統計局の方から、まず御意見に対して申し上げます。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 お答えいたします。この辺のところについては、極めて注目度が高いということは我々もよく承知をしているところです。

ただ一方で、こちらは基本的に匿名データの作成に関しましては、原則、公表されている区分にできる限りのとって作るという感覚で作っているところもあり、区分としては、なかなかそれ以外の割り方がしづらいというところがあるところでございます。

現実、手元にデータを持っていませんが、現金がほとんどで、ほかが極少量だというのは確におっしゃったとおりであり、ほかのところと考えると、そういう通例の現状の集計の仕方とたがえてやるということが難しいような状況になっているということです。

○白塚委員 少なくともデビットカードとか、銀行振込とかと一緒にすれば、自分の店の商品という項目の問題は相当緩和されるのではないかと思います。そういうことはないのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 そこに関しては、やはり、一応まとめ上、通例の公表と違った形態で出すということは、匿名データの関係についてはなかなか難し

いというところでは。

一方で、二次的利用に関しましては、当然データが付いた形で出ているということもあり、詳細な分析をしたい場合は、誠に恐縮ですが、現状のところでは二次的利用の方をお使いいただいて、今後、公表の区分に関しましても、まさに全国家計構造調査、最新の調査が間もなく始まるという状況ではあります、そこら辺の分布などを見て集計の形態がまた変わってくれば、匿名データでの公表の仕方も変わってくるころはあるかというふうに考えております。

○樫委員長 私の方から捕捉で御質問させていただければ。

これはあくまで匿名データの基準、作成基準があるということ、それにのっとっているんな検討が行われるということがまず第1です。

それから、今回のこのデータにつきましては、先ほど二次利用ということがありましたが、マイクロデータに関する利活用ということは既に可能になっているのか、あるいはいつの時点で可能になるのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 これについては、もう可能になっております。匿名データの方はほかの作成に押されているところがあり、作成が遅れて誠に申し訳ございません。

○樫委員長 匿名データの方が遅れているということですね。

いかがでしょう。マイクロデータの方は利活用実績が個人的にあります、ともかくこの件について、匿名性の基準みたいなものというのはかなり確固たるものがあるので、これに基づく処理をしないと、この匿名データ自体の作り直しというのは相当時間がかかってしまうのではないかとということをお慮するところでは。

もう既に内容審議に入っているの、白塚先生、基本的には統計委員会で議論するというより、部会で議論するという御意見になりますか。

○白塚委員 別にどちらでも構いません。

○樫委員長 ここで今のような議論を深めていくということでもよろしいですか。

○白塚委員 ただ、やはりこれだとあまりにも集計の仕方として現状のニーズに即していないので、現金というところだけを是非抽出できるような方向で考えてほしいと思います。その上で、少なくとも、次回以降の全国家計構造調査の集計方法というのは考え直してもらった方がいいと思います。

○樫委員長 逆に、先生の御意見としては、部会ではなくて統計委員会で議論をするにしても、今先生がおっしゃられたことに関しては、それなりの課題としてきちっと残すということをございますね。

ありがとうございます。

議論として今ありましたが、最初に確認したかったことは、このデータをこの委員会で諮問答申することを、直接議論することを可とするかどうかということをお慮しなければならぬのです。もう既に非常に貴重な意見を頂戴しておりますが、それについてはよろしいですか。部会審議は特に考えないで、部会審議というよりは、むしろ、もう一度統計研究研修所に差し戻すような話になってしまうのではないかとことを考えます。

よろしいでしょうか。いずれにせよ、この統計委員会の中で議論を進めさせていただくという形にしたいと思います。

もう既に、白塚委員から意見を頂戴しておりますが、現金は独自に集計できるような匿名データとすることはできないかという御意見がございました。それについては、一応、事務局の方から回答があったというふうに認識しているところです。

ほか、いかがでしょうか。これに限らず、項目自体は膨大な項目を匿名データとして開示することになりますが、社会生活基本調査の方について、後段の方も含めて特に御意見等ありますでしょうか。

一応、後段の、白塚先生から頂戴した現金だけの集計の可能性ということについて、匿名データ作成上の困難な点を少し作成側で補足するような説明はありますでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 次回以降、是非検討していただきたいという点に関しては、これは中で確認をした上で、どこまでできるかということはよく検討させていただきたいというふうに思います。

○樫委員長 これは、匿名性が確保されるかどうかの検討ということですね。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 もちろん、そういうことも含めてということになります。

○樫委員長 有用性の観点では、白塚先生がおっしゃられたとおりにかと思っておりますので。

ほか、いかがでしょうか。

白塚先生、基本的に匿名データを作る作業自体はかなりの時間を要します。

○白塚委員 そうですね。ただ、これはこれから作業されるということだったので、まだ作業してないのではないのでしょうか。

○樫委員長 作業は、どうなっていますか。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 作業自体は、並行的に進めているところです。もちろん、いろいろと御意見があって、全く変更できないというつもりは、当方としては全くありません。

○樫委員長 先ほどの変更点を認めるか認めないかという判断をもし行った場合には、作成側としては、何か問題等々ありますか。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 作成側の問題としては、基本的に匿名データに関しましては、やはり集計の形以外の区分の仕方では、なかなか公表し難いという形で進めているところに若干外れるところが出てくるというのは、1つの課題だと思っております。そもそもどういうふうに分ければいいのかということに関しても、状況に応じてかなり違いがあると思います。2019年よりも新しいデータの方がまだ、分け方についてはいろいろと工夫の余地はあるのかもしれないと思っております。その辺は、どういう形がそもそも匿名データとして公開が可能なのかということも含めて、次のところでよく検討させていただければと思っております。

○樫委員長 論点は、むしろ現在のマイクロデータじゃなくて、マクロデータの集計公表等の方があつた状況というのは、今まで議論していない点だと思います。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 そこが1つということですか。

○樫委員長 この点について、白塚先生、いかがでしょうか。

○白塚委員 取りあえず、マクロの集計の仕方をまず見直すことが先だということでしょうか。

○樫委員長 マクロの集計について、むしろ社会生活基本調査の方でしょうか。

○白塚委員 やはり少なくとも現金だけをきちんと明確に切り出せるような分類をきちんと考えた方がいいと思います。

○樫委員長 逆に言うと、マクロデータの集計の方で、可能ならばやるということ、マクロデータももちろん匿名性の制約は受けておりますが、そこが問題なければ、そういうことをまず考えないといけないということです。

よろしくをお願いします。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 統計局からお話をさせていただきます。

現金を含めた電子データ等々の支払いについて、多分この後も報告があると思いますが、デジタル部会とかでもいろいろ、よく注目をされているところだと思っており、数が少ないうちはどういう切り方をするか、どういう取り方をするかというのはなかなか難しいところもあります。この3区分自体がそもそもいいのか、いろんな議論は、多分今後、もっとメインに出てくるのではないかというふうに思います。

まさに、今回、直近の調査が始まってしまうタイミングなので、なかなか難しいところでもあります。次回に関しては、また取れたデータを含めて分布等々を見た上で、どういう集計形態で出すかということをもた議論させていただけるとは思っておりますので、そのタイミングで最もいい形を考えられればいいのかと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

確かに、デジタル部会等々の考え方や、統計委員会自体がデジタル経済にどういうふうに対応するかということが非常に重要な問題かと思えます。

手が挙がっておりますので、福田先生、お願いします。

○福田委員 今御説明あったこととも少し共通しますが、やはりユーザーとしてこういうデータは非常に興味があり、ここ数年で大きく形態が変わっている分野ですので、そういう意味では、少し前は全くなかったものが一気に増えてきているということもあります。統計の作りやすさだけで統計を公表するというのは、白塚先生がおっしゃったことも少し共通しますが、どういうニーズがこういうデータに関してあるのかということも少し御検討いただいて、統計の作りやすさということも考慮しながら御検討いただくというのが大事ではないかと思えます。

よろしくをお願いします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

むしろ、匿名データ以外の論点を頂戴したという印象が強くあるのと、それから匿名データともう1つ、実はマイクロデータそのものの二次利用が両方あること自体も非常に大きな論点ではあります。

今いただいたような点について、今回の匿名データの作り込みのお話かどうか分かりませんが、統計局からもし、今のような意見を受けて何か御回答いただければと思います。

○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長 ありがとうございます。確かにユーザーのニーズ、極めて重要なところだというのはよくよく御承知している次第です。

一方で、匿名データに関しては微妙にニーズの取り方が難しいところもあり、次回、または次々回に向けて、またニーズを入れながら区分をしていく、どういうものを出していいのかというのを考えることについては、よく肝に銘じてやっていくとともに、本調査に関しましては、これはもちろん、どういう集計の仕方、どういう調査の仕方をするかというのは、審議のごとに皆様の御意見を聞いて、ニーズを聞いてやるのは当たり前のことだと思っております。また区分において、そこはよくよく考えながら出していくとともに、マイクロデータの方、二次的利用の方については、これは先ほども申し上げましたとおり、きちんと残っておるとい形になっておりますので、若干、出現頻度が低い等々の話を加味した上で、研究等々で見ていただくことはできる体制は当然取っているという話になっております。

いずれにしても、ニーズについてはよく諮りながら、今後も進めてまいりたいと思えます。皆さんの御意見、非常に貴重なものとしてお聞きしております。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょう。本件について、基本的にこの匿名データの作り方に関する方針自体は、今回はこれで認めるとしても、先ほど申し上げましたように、次回の匿名データの作り込みについて、課題を総計委員会から提起するという、そういう形で進めるということではいかがかと思えます。

あとは、マイクロデータないし匿名データの問題ではなく、公表マクロデータ、集計データの問題もここで問題提起があったということを議事録にきちんと書き込ませていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、非常に貴重な意見をいただきました。取りまとめに際して、どういう形で我々が答申するかについては、若干、検討させていただければと思います。統計委員会で直接議論させていただいた令和3年の社会生活基本調査、2019年の全国家計構造調査に関する匿名データ作成については、今御審議いただいた意見を基に答申の文章化を図らなければなりません。これがこれからの問題になりますが、統計委員会の判断といたしましては、おおむねこれから申し上げる内容になるのではないかと思います。

本計画は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査回答者の匿名性及び学術研究などにおける有用性が確保されると言いたいのですが、おおむね確保されると認められることから、先ほどの議論を基に「おおむね」という言葉を付け足ささせていただければと思います。本計画で令和3年社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査に係る匿名データの作成をすることは適当である。

理由としては、両調査では閾値について従来の考え方を踏襲しつつ、一律ではなく事項ごとの構成割合及び度数により匿名化処理を必要に応じ行うこととしている。

また、調査内容の変更及び匿名性確保の観点に基づく見直しを行っており、これらについて、匿名性が確保されるとともに有用性が高まることから適当と判断する。

ただし、その一方で課題として、有用性の観点からは、現金自体を直接匿名データの中で利用可能とすることが必要という意見があった。これを受けて、次回の匿名データの作成においてはそのような検討を行うことを統計委員会としては望みたいという、そういうようなことを入れた上で、答申案とするのはいかがかと思えます。今後の課題のところは1項目入れるという形で、今後の課題のところは1項目入れるという形で、答申案をまとめてはと思いますが、いかがでございましょうか。

文章化をしないとはいけませんが、おおむねそのような形で進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

デジタル化を含めてキャッシュレスの問題は非常に重要と思えますので、是非今後、また議論を進めさせていただければと思います。

それでは、ただ今申し上げた内容を文章化したものにつきまして、会議終了後、できるだけ速やかに委員の皆様にお送りしたいと思えます。

今のような内容でよろしければこの場で採択させていただき、先ほどの今後の課題につきましての文言は私の方に御一任させていただくという進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。部会の審議状況についてです。

デジタル部会での審議状況について、部会長の清原先生から御報告よろしくお願いたします。

○清原委員 ありがとうございます。第2回のデジタル部会の結果概要について、資料4に基づいて報告をさせていただきます。

第2回のデジタル部会は、本年6月14日の午前中にハイブリッド方式で開催いたしました。出席者は記載のとおりです。

議題として3つ取り組ませていただきました。2ページ以降に概要を記載しておりますので、それに沿ってポイントを御報告いたします。

まず1点目は、「デジタル経済の実態把握について」、事務局からの報告を受けて、委員間で共有いたしました。特に、「デジタル経済に関する既存統計等の紹介」、また、「デジタル分野把握に向けた公的整備の動向」について共有をいたしました。

次に、今回はデジタル経済に焦点を絞りまして、「デジタルエコノミーの統計的把握に関する国際的動向と課題ーデジタルSUTの推計を中心にー」について、長谷川秀司金沢学院大学経済学部経済学科教授より講演をしていただき、その後、質疑応答が行われました。

長谷川先生は、現場で実際に、「デジタルSUT」の推計に関わられたという御経験がありますので、そのご経験とご研究に基づいた、かなり踏み込んだ問題提起をしていただきました。特に、日本の産業におけるデジタルを活用した優位性を見る上でも、SUTを作成する上では、まずは「電子商取引」を把握する必要がある、その先に物流や金融を含めた幅広いデジタル取引の把握が必要となるということです。そこで、様々な産業において、

既存の統計でデジタルを通じたか否かの区分けを含めて取引が捉えられているかどうかということが「デジタルSUT」を作成する上では重要で、これは企業経営においても役立つものであるということです。

しかしながら、このデジタルと非デジタルが混在している取引形態においては、デジタルか否かを判断する際の線引きが難しい。例えば「デジタルSUT」作成の主目的は、GDPにおけるデジタルの浸透がどのぐらいの規模となっているかでありますが、それに加えて、キーワードとしていただいたのが「注文・配信・配送」といった、デリバリーや取引形態がインターネットを通じるなど大きく変わっているということ、すなわち、「財・製造物」の問題だけではなく、「注文・配信・配送」といったプロセスが重要になってきているということが確認されました。

また、「無償サービス」は金額でははかれないけれども、計量経済学的には手法があるので、それを用いて推計や評価することが、実態をつかむのには極めて重要であるということも確認されました。

そして、次のページに移っていただきますが、特に、「デジタル配信」に関する輸出入に関して、例えば日本の居住者が日本制作のコンテンツを海外配信事業者から利用した場合は輸入に計上されると考えるとすると、デジタルの世界では、生産とサービス拠点、データセンター拠点との関係で、日本でどれだけ生産しているのかが見えにくいという現状も共有されました。すなわち、輸出入の財・サービスの流れをどのように捉えていくかということが、デジタル化の中では緊急課題になっています。

そこで長谷川先生は、財・サービスのグローバルな流れをどのように把握するかについては現行の2008SNAでも大きな課題となっており、2025SNAにおいてもデジタルの知的財産生産物をどのように捉えるのかがまさに議論されていると、このような問題意識が共有されました。

そして、このようなやり取りの中で、改めて委員の皆様から問題提起されたのは、私たちが部会を重ねていく上で、当日いただいたような知見も含めて、「デジタル経済」について、あるいは、「統計のデジタル化」について、知識や重要な内容については、蓄積をしていく必要があるということも確認されました。私たちのデジタル部会の資料を統計委員会の皆様にも、是非蓄積された形で、今後、より分かりやすく整理をしていく必要性を確認したわけです。

総合して、長谷川先生の御講演を聞く中で、長谷川先生がおっしゃったことが印象的です。すなわち、「デジタルSUTの業務をしていた中で、情報不足からデジタルと非デジタルの産業分割がうまくいかず、したがって、中間投入・産出構造を整理することができなかった。そこで、この点について整理していただくと助かる」と。さらには、電子取引についても的確な把握が重要になっている。そうした綿密な統計の収集がない限り、なかなか「デジタルSUT」というのも、今後難しい状況に直面するのではないかという重い問題意識を共有いたしました。

次に、関係団体の一般財団法人日本情報経済社会推進協会、略称JIPDECの山内徹常務理事と、それから電子情報利活用研究部調査研究グループの松下尚史グループリーダー

一より問題提起をいただきました。その中でのやり取りで、まず、山内徹常務理事による「組織における文書の電子化又はDXに係る課題」については、電子契約が紙及び印鑑からデジタル形式に変わるものとは理解が共有できたのですが、デジタル化することで、契約の中身や契約の仕方自体が変わっていくのではないかと質問を提示され、それについては、1つの可能性として、ブロックチェーンを通じてAIを使って自動的に作成され、履行される「スマートコントラクト」ということが考えられるということです。そのためには「デジタルトラスト」がしっかりとしないといけないというやり取りもありました。

また、松下尚史グループリーダーによる「企業アンケートより読み解くDXの経済的影響に関する一考」についての講演の中では、日本の労働生産性が海外と比べて上がらない現状を考えたときに、効率化や最適化などをすれば追い付く水準ではなく、構造そのものが異なるのではないかと大きな問題提起がありました。

そして、「DXで業務効率化が進んだときに、これまではコスト削減分を全て売価に反映させていたところ、それを例えば、半分は企業、半分は人件費増加に充てるようにすれば、人件費上昇分が消費に回るという循環につながるのではないか」という、人件費にも着目した問題提起がありました。

そこでDXの効果を捕捉する観点からは、「品質管理」に関するデータについても議論する必要があると。TQMを議論する中で、例えばエンジニアに対するQC教育の効果測定をどうするかについて、財務的な効果がどうかということについては、学会においても難しいとされていますが、今後、DXの評価等については、指標作り、統計作りをしていく必要があります、その中で、「品質管理」というキーワードをいただいたところです。

そして、競争力評価についても意見交換があり、今回は、マクロ統計だけではなく、アンケートを用いて集計しているデータをJIPDECからは紹介されましたが、「アンケートに頼る部分を公的統計で可視化することができるようになれば、政府全体としてのDXの戦略作りに有用になるのではないか」という問題提起をいただきました。

また、次の大きな課題として、「デジタル赤字」についても意見交換がなされました。「デジタル赤字」の多くは、専門・経営コンサルティング企業への支払いと考えるけれども、その動きと並行して、付加価値が生まれる部分の外向きのDXが進まないことが起きていることを不思議に感じているということです。すなわち、専門・経営コンサルティングの企業の部分について言えば、海外ではデジタルツイン、すなわち現実世界と対のデジタル空間を構築しシミュレーション等を行うことの取組が進められているところ、日本の企業にはその辺りの知見があまりない、海外に学びに行っている現状があると。日本の場合、DXの目的が、自社の製品を高く売ることよりも業務効率化の推進に比重を置いているのではないかと問題提起をいただきました。

SUTについての長谷川先生の御報告、そして企業のDXの取組に基づいたJIPDECの山内常務理事、松下グループリーダーの報告に基づく意見交換が大変充実して行われまして、私としては、まだまだ「デジタル経済」については今後も深めていかなければいけないという思いを新たにしました。

したがって、今後、企業の内外だけではなく、消費者の視点、「デジタル赤字」に象徴さ

れるように、国際収支の観点からの「デジタル経済の影響・効果」まで視点を広げて検討していく必要性を共有いたしました。そのためにも、今後、「デジタル経済の実態把握」、また、「公的統計のデジタル化」等について、引き続き、委員の皆様を含めて専門家からのヒアリングを実施して、内容を深めていく予定としているところです。

以上、2時間の熱気ある意見交換をどれだけ御報告できたか定かではありませんが、デジタル部会におきましても、本日、匿名データのときに問題提起いただきましたように、「デジタル経済の実態をどのように把握することが適切であるか」ということに関する重い課題を構成員の中で共有したところです。引き続き努力してまいります。

以上です。どうもありがとうございます。

○**樫委員長** 清原先生どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告、御説明につきまして、何か質問などあればよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。

第2回のデジタル部会では、主にデジタル経済の実態把握の観点から、有識者並びに関係団体をお招きし、デジタルエコノミーの統計的把握及び企業内外のDXに関する現状と課題につきまして御講演いただき、その後、有識者・関係団体と委員間で非常に活発な議論が行われたというふうに伺ったところです。

デジタル部会におきましては、今後、企業の内外だけでなく、消費者の視点、それからデジタル赤字ということがありましたが、それに象徴されるように国際収支の観点からのデジタル経済の影響・効果まで視点を広げて、検討していく方向で議論を進めていただくということとなっております。次回以降も、デジタル経済の実態把握、それから公的統計のデジタル化などについて、引き続き、委員も含めてとありましたが、ヒアリングを行っていただく予定と伺いました。

私自身は、TQMにおける教育の効果ということが出たのは実は意外というか、私自身の分野が少しそういうものもありましたので、そういうこともあるなと思いついておりました。引き続き、清原部会長はじめ、デジタル部会の所属の先生方、委員の皆様方には、部会での御審議、よろしくお願申し上げます。

どうもありがとうございます。

○**清原委員** ありがとうございます。

○**樫委員長** 本日用意いたしました議題は以上となります。

本日の議事録は、委員の皆様方に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしくお願いたします。

○**谷本総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会ですが、まだ調整中ございまして、日時、場所につきましては、また別途御連絡を申し上げます。

以上でございます。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第206回統計委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。